



11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

上滝議長

ただ今の出席議員総数は 10 名でございます。

定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 3 回吉野町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名議員の指名についてでございます。

会議規則第 120 条の規定により議長より指名いたします。

8 番、藪坂議員 9 番、浜田議員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

上滝議長

日程 2 会期の決定についておはかりいたします。

本臨時会の会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

開会にあたり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長。

北岡町長

平成 26 年第 3 回吉野町議会臨時会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

招集いたしましたところ、ほぼ全員の皆様方にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本臨時会は、土地の取得に関する議案が主な議案でございます。どうか慎重な審議をあらためてお願いするところでございます。

行政報告はお手元に配布してございますが、6 月に定例会でさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

上滝議長

ありがとうございました。

日程3 報第1号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事務局朗読)

西島参事、簡単に説明を求めます。

西島医療  
福祉参事

裏面の専決処分書をご覧いただきたいと思います。

この事件につきましては、地方自治法180条第1項の規定により、求償権を放棄し、和解することについて専決処分するものでございます。

相手方は、和歌山県有田市在住の方。公用車運転手につきましては、吉野町国民健康保険吉野病院事務局の職員でございます。事故の概要といたしましては、平成26年2月6日午前9時40分頃、吉野町大字河原屋地内の主要地方道桜井明日香線、忘冠橋南詰交差点で右折しようとして進入した際、右からの車両に気づかず、相手車両の左後部分に接触したものでございます。損害額その和解条件といたしまして、吉野町が90パーセント、相手方10パーセント。損害額は152,000円。うち公用車損害額が152,000円。相手方はなしでございます。損害賠償額はなし。その他、甲乙共に請求を放棄するものとし、今後吉野町及び相手方双方本件に関しては異議を申し立てないことを確認したということでございます。この件につきましては損害賠償を求めない、うちにつきましても損害額を求めない。双方求めないということで和解したものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

本件は報告にとどめます。

上滝議長

日程4 承第1号「吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事務局朗読)

説明を求めます。山本参事。

ご説明をさせていただきます。

山本住民  
観光参事

先ほどの提案理由にもありましたとおり、これにつきましては地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する法律が26年3月31日それぞれ公布されて、26年4月1日にそれぞれ施行されたことによりまして、吉野町税条例を改正する必要があるということでございます。主な改正内容につきましては、新旧比較表をご覧いただきたいと思いますが、地方税法の改正による条ずれや、規定の明確化など、地方税法の改正に合わせた改正であります。特に7ページの第7条の2、地方税法の改正による公害防止用設備、浸水防止用設備のその製品となる課税標準の特例措置を定めたものでございます。同じく第7条の3では、耐震改修が行われた要確認計画記載建築等に対する減額措置の創設でございます。これが主な改正点となっております。

以上でございます。

上滝議長

ありがとうございました。

質疑を求めます。

おはかりします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。よって承第1号について委員会に付託を省略することに決しました。

承第1号「吉野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」意見を求めます。

おはかりします。本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

上滝議長

日程5 承第2号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分  
の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読しま  
す。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めるわけですが、山本参事、簡単によろしくお願いします。

山本住民  
観光参事

それでは、吉野町国民健康税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申  
し上げます。

これも先ほど申し上げましたように、本年3月31日に地方税法の一部を改正す  
る法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行さ  
れたことに伴う、吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することです。ご  
説明。比較対象表をご覧いただきたいと思います。まず1ページでございますけれど、  
第2条の第3項の但し書き中、後期高齢者支援金等の課税額の限度額を14万円か  
ら16万円に改めるものでございます。さらに第4項の但し書き、介護納付金の課  
税限度額を12万円から14万円に改めるものでございます。そのほか2ページで  
第22条第1項中の限度額措置にまつわる軽減判定措置の算定方法が変更になり、  
当該納税者等を除くということになりました。それから同条の第3号中の35万円  
を45万円に改めるものでございます。

以上でございます。

上滝議長

質疑を求めます。

おはかりします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省  
略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。よって承第2号について委員会に付託を省略することに  
決しました。

承第2号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
を求めることについて」意見を求めます。

おはかりします。本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

上滝議長

日程 6 議題 23 号「土地の取得について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

山田参事。

山 田  
総務参事

議第 23 号について説明を申し上げます。議第 23 号「土地の取得について」でございます。

これにつきましては平成 26 年、今年の 3 月 24 日補正予算で予算を認めていただきました、企業誘致の用地買収でございます。土地の所在地につきましては、吉野町大字西谷 1121 番地 1 他 5 筆。土地の面積につきましては 33,022.3 平米。取得の目的につきましては企業誘致用地でございます。取得価格につきましては 130,000 千円。契約の相手方につきましては、吉野町大字香東 5 番地 株式会社 トクモト 代表取締役 徳本達夫でございます。提案理由といたしまして、地域資源等の活用による地域振興の活性化等を図るため、当該土地を企業誘致用地として取得しようとするものでございます。別添土地売買契約書を添付させていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

上滝議長

ありがとうございました。

質疑を求めます。おはかりします。本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。よって議第 23 号について委員会に付託を省略することに決しました。

議第 23 号「土地の取得について」意見を求めます。

藪坂議員	はい。
上滝議長	はい、藪坂議員。
藪坂議員	<p>土地の取得そのものについては 130,000 千円の補正を組み、企業誘致が成功してほしいと願っている一人ではありますが、こういう高額が動く場合に情報が非常に不十分な状態で議会に提案されるという傾向があり、それをとても残念に思います。必要な情報は包み隠さず、やはり議会に事前に上げてほしい。そしてその中で論議を尽くして決まっていくような、そんな議会になっていくべき。本来の筋はそうだと思うんです。ですから理事者側には、そのことを強く要望したいと思います。</p>
上滝議長	大村議員。
大村議員	<p>4 番、大村でございます。</p> <p>先ほどからいろいろお話しいただきましたが、基本的にこちら側が、交渉力が弱いということを基本において、相手方双方とも交渉して、十分に交渉していただきたいと思います。</p> <p>以上。</p>
上滝議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>おはかりします。本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。よって本案を原案どおり可決することに決定いたしました。</p>
上滝議長	<p>本臨時会の日程はすべて議了いたしました。</p> <p>おはかりします。これを持ちまして本臨時会を閉会したいと思います。これ</p>

に異議ございませんか。

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長よりご挨拶を頂戴いたします。

はい、どうぞ。

北岡町長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ご承認いただきまして誠にありがとうございます。ご指摘いただいたとおり不十分な説明がなかったかと思いますがご承認いただき、あらためて御礼申し上げます。この土地におきましては我々の夢がこれからどんどん広がるところでございます。開発許可等まだまだ皆様方とご相談いたしたいことがございます。我々もできるだけ情報は提供して、ご相談いたしたいと思っておりますので、これからも皆様方のご指導ご鞭撻をあらためてお願いするところでございます。

本日は誠にありがとうございました。

上滝議長

これをもちまして、平成26年第3回吉野町議会臨時会を閉会いたします。皆様方ご協力ありがとうございました。

( 午前11時53分 閉会 )